

株 主 各 位

証券コード 1400  
平成21年 5月11日

東京都新宿区西新宿七丁目22番36号  
三井花桐ビル4階  
ルーデン・ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 西岡 孝

### 第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成21年5月26日（火曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト〔<http://www.e-kosi.jp>〕にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、53頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年5月27日(水曜日)午前10時30分  
2. 場 所 東京都新宿区新宿六丁目14番1号  
新宿文化センター 小ホール  
(会場が昨年開催の定時株主総会と異なっておりますので、  
末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 1. 第9期(自平成20年3月1日至平成21年2月28日)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第9期(自平成20年3月1日至平成21年2月28日)計算書類報告の件
- 決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件(1)  
第2号議案 定款一部変更の件(2)  
第3号議案 定款一部変更の件(3)  
第4号議案 監査役2名選任の件  
第5号議案 補欠取締役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じ  
た場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス [http://  
www.ruden.jp/](http://www.ruden.jp/))に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

( 自 平成20年3月1日  
至 平成21年2月28日 )

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度(平成20年3月1日～平成21年2月28日)における我が国経済は、米国の低所得者向け高金利型住宅ローン(サブプライムローン)問題に端を発した金融資本市場の混乱や世界的な金融危機を背景とした株式・為替市場の大幅な変動等の影響により、企業収益や雇用・所得環境の急激な悪化が顕在化し景気後退が一段と鮮明になってまいりました。

当社グループの既存事業と密接に関連する新築マンション市場、特に首都圏マンション市場においては、平成19年6月20日に施行されました改正建築基準法の影響がようやく収束したものの、雇用情勢が悪化する中景気の先行きに対する不安感から、個人消費が伸び悩み、住宅の買い控え傾向をより一層強め、発売戸数及び契約率の低迷が続き、厳しい環境下での推移となりました。

このような非常に厳しい状況のなか、平成19年7月10日付の「中期経営計画」が前提としていた不動産開発関連事業への参入のための資金調達として発行した第5回新株予約権をその途中で取得及び償却したこと、上述の計画策定時には想定し得ないほど市場環境が悪化したことなどから、当該計画を見直し、時期にかなった施策へとその戦略方針を転換することとし、恒常的な黒字化は元より、従前より高い利益率を継続的に確保できる「小さな優良企業」を目指してまいりました。その具体的施策として、

- ①株式会社アライヴ クリエイトの事業廃止など収益性の改善の見込みのない事業や当社グループの戦略上重要性の低い事業を整理・統合し、既存事業への経営資源を集中する。
- ②営業所の統合や人員整理、非正規雇用労働者の活用などにより、固定費の削減・変動費化を進め、特に管理部門の徹底的なスリム化を継続して実施する。
- ③社名や企業イメージを一新することで、当社グループが長年対応に苦慮してきた、過去の競合他社による誹謗中傷活動による負のレピュテーションを回避する。

④上述のリスク回避施策に合わせ、新規液剤の導入や法人営業活動の強化を通して、既存事業の拡販に注力するなどを推進して参りました。

しかしながら、上述の厳しい市場環境により売上高が当初計画を大幅に下回ったことや具体的施策に伴う一過性の費用が発生したことに加え、平成20年6月18日付「告訴に関するお知らせ」、平成20年7月1日付「調査委員会設置に関するお知らせ」及び平成20年8月6日付「調査委員会の調査結果について」にありますとおり、旧取締役による不明瞭な出金により多額の貸倒引当金繰入を計上したこと、そして平成20年10月15日付「特別損失の発生および業績予想の修正に関するお知らせ」にありますとおり、旧取締役による不明瞭な出資に対して多額の投資損失引当金繰入を計上したこともあり、当社業績は著しく悪化いたしました。なお、当該不明瞭な出金及び出資に対して当社グループは、法的手段を含めて断固とした対応を取る予定であります。

これらの結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高2,445百万円（前期比38.2%減）、営業損失522百万円（前期は208百万円の営業利益）、経常損失518百万円（前期は155百万円の経常利益）、当期純損失1,269百万円（前期は119百万円の当期純利益）となりました。

事業部門別の販売実績は、以下のとおりであります。

事業区分		売上高 (千円)	構成比 (%)	
トータルライフケアサービス事業	不動産ディレクション事業	521,420	21.3	
	不動産アレンジメント事業	312,097	12.8	
	不動産メンテナンス事業	1,086,937	44.4	
	小計	1,920,454	78.5	
	不動産事業	総合不動産事業	434,263	17.8
	その他	—	90,663	3.7
合計		2,445,380	100.0	

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は、9百万円で、その主なものは、組織再編に伴う事務所移転等3百万円及びシステム投資6百万円であります。

(3) 資金調達の状況

新株予約権の行使

当社は、当連結会計年度において第5回新株予約権が、平成20年3月5日に50個、平成20年4月11日に100個及び平成20年4月18日に88個行使されました。

これにより、476百万円の資金調達をいたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割、新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受の状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

平成20年10月14日開催の当社取締役会において、当社の連結子会社である株式会社アライヴ クリエイトを解散させることを決議しております。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、基幹事業であるコーティング事業を再構築し、充実した活動を行い、その周辺事業領域での収益獲得を、その経営戦略として継続してまいります。

また、不動産事業においては、仕入物件の更なる見極め及び販路の拡大を行い確実な利益をえられるようにするとともに、人材の育成を柱とした専門性の高い集団を構築してまいります。

当社は収益性と営業キャッシュ・フローの改善に向け、既存事業（不動産ディレクション事業及び不動産アレンジメント事業）の季節性並びに特定販路への依存を改善し、また更なる営業・施工業務の効率性・有性の向上を図るなど、以下のような磐石な経営基盤の確立に向けた施策を実施してまいります。

- ① 既存事業のうち特に収益性の高い不動産ディレクション事業（コーティング事業）について、その営業販路を、既存の新築分譲マンション市場はもとより、戸建住宅への販路拡大を推し進めてまいります。
- ② コーティング事業として、新たにニーズの高いCO2削減等の環境問題に直結する新しいコーティングをB to Bとして行い、季節性への課題に対応してまいります。

さらに当社グループとしての収益性と営業キャッシュ・フローの改善に向け、グループ各社の有するそれぞれの販路を共有することで、販売機会を高め収益性の改善を目指します。

以上のように、市場ニーズ及び顧客ニーズを的確に捉え、サービス力・商品力・技術力の向上並びに経営の効率化と合理化を推進することで、既存事業の再構築と新規事業の収益化と、それに伴う営業損益並びに営業キャッシュ・フローの改善を見込んでおり、この計画を着実に実行し完遂することで、市場において当社が信任を得られるものと確信しております。株主の皆様におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りすようお願い申し上げます。

## (9) 営業成績及び財産の状況

## ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期	第 7 期	第 8 期	第 9 期
	自 平成17年3月1日 至 平成18年2月28日	自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日	自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日	(当連結会計年度) 自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日
売 上 高(千円)	—	3,441,950	3,953,928	2,445,380
経 常 利 益(千円)	—	△379,018	155,158	△518,568
当 期 純 利 益(千円)	—	△756,692	119,782	△1,269,699
1株当たり当期純利益(円)	—	△31,267.00	10,152.78	26,967.26
総 資 産(千円)	—	1,594,107	2,491,713	1,602,275
純 資 産(千円)	—	561,753	2,032,652	1,237,693
1株当たり純資産額(円)	—	10,440.88	79,030.31	24,965.67

(注) 当社グループは第7期から連結計算書類を作成しておりますので、第6期については記載しておりません。

## ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期	第 7 期	第 8 期	第 9 期
	自 平成17年3月1日 至 平成18年2月28日	自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日	自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日	(当事業年度) 自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日
売 上 高(千円)	2,778,675	2,391,927	2,120,147	1,333,126
経 常 利 益(千円)	△387,989	△310,607	△190,055	△423,432
当 期 純 利 益(千円)	△431,587	△648,604	△12,818	△1,294,732
1株当たり当期純利益(円)	△64,959.04	△26,800.75	△1,086.51	△27,498.94
総 資 産(千円)	1,131,976	1,550,816	2,224,457	1,386,801
純 資 産(千円)	839,913	662,628	2,007,482	1,188,574
1株当たり純資産額(円)	106,049.74	12,728.15	78,047.80	23,971.67

(10) 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社エルトレード	50,000千円	100%	マンション販売代理、不動産売買等
株式会社アライヴビルマネジメント	30,000千円	100%	総合ビルメンテナンス
株式会社アライヴクリエイト	100,000千円	100%	不動産メンテナンス事業

(注) 平成20年10月14日開催の当社取締役会において、株式会社アライヴ クリエイトを解散させる旨の決議を行い、現在清算手続き中であります。

(11) 主要な事業内容（平成21年2月28日現在）

① トータルハウスクエアサービス事業

(イ) 不動産ディレクション事業

新築住宅をターゲットとして、そのデベロッパー及び管理会社に対し、内覧会のプロデュースや竣工検査の代行を行うとともに、入居されるエンドユーザーに対し、住居の壁・床材・キッチン・浴室などの水廻りの防汚、カビ防止効果のあるコーティング加工などを行っております。

(ロ) 不動産アレンジメント事業

新築住宅を主なターゲットとして、そのデベロッパーに対し、モデルルームの設置の代行、インテリア関連商品、家電商品などの生活関連商品などの卸を行うとともに、入居されるないしはすでに入居されているエンドユーザーに対し、ルームコーディネートサービスとして、インテリア関連商品、家電商品などの生活関連商品などの販売を行っております。

(ハ) 不動産メンテナンス事業

既にお住まいのエンドユーザーに対し、建造物のメンテナンスサービスとして、設備の交換工事やリニューアル工事を行っております。連結子会社である株式会社アライヴビルマネジメントは、建造物の清掃管理・設備管理・保安管理・営繕管理などのビルメンテナンスを行っております。

② 不動産事業

当社及び連結子会社である、株式会社エルトレードは、不動産仲介・不動産コンサルティング・不動産受託販売並びに不動産の売買などを行う不動産関連事業を行っております。



(12) 主要な事業所及び営業所（平成21年2月28日現在）

① 当社

本社	東京都新宿区
東日本エリア営業部（注）2	東京都新宿区
不動産アレンジメント事業部（注）2	東京都新宿区
西日本エリア営業部	大阪府大阪市淀川区

- (注) 1. 平成20年10月1日付で、南日本エリア営業部を西日本エリア営業部に統合したことに伴い、南日本エリア営業部（福岡県福岡市博多区）を廃止。
2. 平成20年10月4日付で、東日本エリア営業部及び不動産アレンジメント事業部を本店所在地に移転。
3. 平成20年12月31日付で、北日本エリア営業部を東日本エリア営業部に統合したことに伴い、北日本エリア営業部（北海道札幌市中央区）を廃止。

② 子会社

株式会社エルトレード（注）1	東京都渋谷区
株式会社アライヴ ビルマネジメント	東京都新宿区
株式会社アライヴ クリエイト（注）2	東京都小平市

- (注) 1. 平成21年2月1日付で、本店所在地を東京都渋谷区に移転。
2. 平成20年10月14日開催の当社取締役会において、株式会社アライヴ クリエイトを解散させる旨の決議を行い、現在清算手続き中であります。

(13) 使用人の状況（平成21年2月28日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
66 (360) 名	105名減(2名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております（下表に同じ）。  
大幅な減員につきましては、子会社の株式会社アライヴ クリエイトの清算と当社の合理化によるものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
50 (5) 名	58名減(2名増)	35.8歳	4.0年

(注) 大幅な減員につきましては、営業所の統合や人員整理および管理部門の徹底的なスリム化によるものです。

(14) 主要な借入先の状況（平成21年2月28日現在）

借入先	借入額
株式会社東京セキュリティ	104百万円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

平成20年5月28日において、同年8月8日開催の臨時株主総会で解任された取締役により、当社より5億円の出金取引がありました。本出金は、当社の社内規程に準じた正式な手続きを経ず、出金された5億円のうち3億円は、翌日に組戻しの手続を行ない戻っておりますが、2億円につきましては、未だ返金されておられません。

本件につきましては、既に引当金処理を行いました。よって、今後、損益に影響は生じません。

当期におきましては、コンプライアンスを重視し、内部統制も有効に機能させております。

当社としては、引き続き返金の交渉と告訴手続を行ってまいります。

## 2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成21年2月28日現在）

- ① 発行可能株式総数 197,672株
- ② 発行済株式の総数 49,418株
- ③ 株主数 1,132名
- ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
株式会社バリュー・アップ	13,000株	26.30%

(注) 出資比率は自己株式（2株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① その他新株予約権に関する重要な事項（平成21年2月28日現在）

(イ) ルーデン・ホールディングス株式会社第1回新株予約権

発行決議の日	平成17年12月6日
新株予約権の数	1,110個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	555株 (新株予約権1個あたり0.5株)
新株予約権の発行価額	7,000円
新株予約権の行使時の払込金額	553,300円
新株予約権の行使期間	平成18年6月1日から 平成21年5月31日まで
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役、監査役又は従業員の場合は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを条件とする。ただし、任期満了による退任、定年退職又は当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 (2)新株予約権の払込日時点に当社の取締役、監査役又は従業員でない本新株予約権者が権利を行使するときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。 (3)各新株予約権の行使に当たっては、一部行使はできないものとする。 (4)新株予約権者は、権利行使請求日の前営業日の当社株価終値（当該日の終値がない場合は、その前営業日）が1,200,000円（以下「基準株価」という）以上であれば権利行使をすることができるものとする。ただし、「新株予約権の行使時の払込金額」の調整が行われた場合には、基準株価においても当該調整を行うものとする。 (5)その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(ロ)ルーデン・ホールディングス株式会社第4回新株予約権

発行決議の日	平成19年7月10日
個数	10,118個
目的となる株式の種類と数	普通株式 新株予約権1個あたり株式付 与割合に5を乗じた数(注1)
新株予約権の払込金額	無償
行使時の払込金額	1円
行使期間	平成22年11月1日から 平成23年2月28日まで
割当先	(注2)

- (注) 1. 株式付与割合とは、平成19年10月1日から平成22年8月31日まで、毎年2月末日及び8月31日(以下「確認日」という。)の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載された各新株予約権者の普通株式の所有株式数のうち最も少ない数を、行使又は取得しようとする新株予約権の数で除した数とする。但し、当社が株式併合を行う場合、各確認日の所有株式数の計算は、当該分割・併合がなかったものと仮定した場合に有していることになる株式数に調整して行うものとする。
2. 株主割当の方法により、平成19年10月1日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対して、その所有株式1株につき1個の割合で本新株予約権を割り当てる。当社が有する当社普通株式については本新株予約権を割り当てない。

### (3) 会社役員の状態

#### ① 取締役及び監査役の状態（平成21年2月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	西岡 孝	株式会社アライヴ クリエイト代表清算人 株式会社アライヴ ビルマネジ メント 代表取締役 株式会社エルトレード 代表取締役
取締役	梅田 定男	事業本部長
取締役	西岡 進	株式会社ウエスト 代表取締役 株式会社ヴィジョン・ウエスト 代表取締役
取締役	佐々木 悟	管理本部長
取締役	丸山 一郎	弁護士 ビー・エム・シー・ソフトウェア株式会社 代表取締役
常勤監査役	飯窪 和城	
監査役	田邊 勝己	弁護士
監査役	山田 努	税理士
監査役	小菅 龍之介	行政書士

- (注) 1. 代表取締役西岡孝氏は、平成20年5月28日の第8回定時株主総会において承認可決され就任いたしました。
2. 取締役西岡進氏及び取締役佐々木悟氏は、平成20年8月8日の臨時株主総会において承認可決され就任いたしました。また、監査役山田努氏は、同日監査役に就任いたしました。
3. 監査役小菅龍之介氏は、平成20年9月25日の臨時株主総会において承認可決され就任いたしました。
4. 取締役丸山一郎氏は、社外取締役であります。
5. 監査役田邊勝己氏、監査役山田努氏並びに小菅龍之介氏の各氏は、以下のとおり、法務、税務及び行政に関する相当程度の知見を有しております。
- ・ 監査役田邊勝己氏は、弁護士の資格を有しております。
  - ・ 監査役山田努氏は、税理士の資格を有しております。
  - ・ 監査役小菅龍之介氏は、行政書士の資格を有しております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

当事業年度中に退任した役員は以下のとおりであります。

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び他の法人等の代表状況等
福岡 浩二	平成20年8月8日	解任	取締役
星山 和彦	平成20年8月8日	解任	取締役
岡田 武人	平成20年8月8日	辞任	取締役
青木 辰男	平成20年8月20日	辞任	社外取締役
石原 博士	平成20年8月20日	辞任	社外取締役
高橋 守男	平成20年8月20日	辞任	社外取締役 株式会社創クリエ イティブセンター 代表取締役
淀野 隆	平成20年8月20日	辞任	社外取締役
高木 忠義	平成20年6月18日	辞任	社外監査役 有限会社ティ・ ケイ・ジイ 取締役 高木合併システ ム株式会社 代表取締役
田村 稔郎	平成20年5月28日	辞任	社外監査役

③ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 員 数	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	12名 (5名)	48百万円 4百万円
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	6名 (5名)	8百万円 3百万円
合 計 (う ち 社 外 役 員)	18名 (10名)	56百万円 7百万円

- (注) 1. 上記には、平成20年5月28日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 上記には、平成20年6月18日付で辞任した監査役1名を含んでおります。
3. 上記には、平成20年8月8日開催の臨時株主総会終結の時をもって解任した取締役2名を含んでおります。
4. 上記には、平成20年8月20日付で辞任した取締役5名を含んでおります。
5. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
6. 取締役の報酬額は、平成14年2月25日開催の臨時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
7. 監査役報酬額は、平成16年5月28日開催の臨時株主総会において、年額25百万円以内と決議いただいております。

④社外役員に関する事項

- イ. 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係
- ・取締役丸山一郎氏は、ビー・エム・シー・ソフトウェア株式会社代表取締役を兼務しております。なお、当社はビー・エム・シー・ソフトウェア株式会社との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役山田努氏は、山田努事務所の代表を兼務しております。なお、当社は山田努事務所との間には特別の関係はありません。
- ロ. 他の会社の社外役員の兼任状況
- ・監査役山田努氏は、株式会社日本ライフクリエイトの監査役、（非常勤）を兼務しております。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

		活 動 状 況
取締役	丸山 一郎	当事業年度に開催された取締役会29回のうち22回に出席いたしました。弁護士の資格を有しておりますので、主に法務の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	田邊 勝己	平成20年5月28日就任以降に開催された取締役会21回のうち2回に出席し、監査役会9回のうち1回に出席いたしました。弁護士の資格を有しておりますので、主に法務の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	山田 努	平成20年8月8日就任以降に開催された取締役会12回のうち6回に出席し、監査役会7回のうち6回に出席いたしました。税理士としての専門的見地から、監査役会において、監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の税理関連について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	小菅 龍之介	平成20年9月25日就任以降に開催された取締役会7回のうち5回に出席し、監査役会5回のうち5回に出席いたしました。行政書士としての専門的見地から、監査役会において、監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の業務システムについて適宜、必要な発言を行っております。



#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 会計監査人の氏名及び名称

当会計期間における在任期間	名 称	備 考
平成20年3月1日から平成20年6月2日まで	明誠監査法人	一時会計監査人
平成20年7月31日から平成20年9月25日まで	霞友監査法人	一時会計監査人
平成20年9月25日から平成21年2月28日まで	霞友監査法人	会計監査人

(注) 当社の一時会計監査人でありました明誠監査法人は平成20年5月28日開催の第8回定時株主総会において、会計監査人に選任されましたが、平成20年6月2日付で就任辞退いたしました。これにより当社は、平成20年7月31日開催の監査役会において、霞友監査法人を平成20年7月31日付で当社の一時会計監査人として選任いたしました。

なお、平成20年9月25日開催の臨時株主総会において、霞友監査法人が会計監査人として選任され、現在に至っております。

##### ② 会計監査人に対する報酬等

###### 明誠監査法人（一時会計監査人）

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 一百万円  
当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 一百万円

###### 霞友監査法人

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 15百万円  
当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 15百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条に基づき、会計監査人との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、悪意又は重大な過失があった場合を除き、会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価の額として当社から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額となります。

### 3. 会社の体制及び方針

#### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長の直轄委員会としてCSR委員会を設置し、コンプライアンス活動の充実と商材及びサービス等の品質向上を図っております。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは、文書管理規程をはじめ社内規程により、管理責任者、保管方法、保存期間を定めており、適時、運用状況の検証、各規程の見直しを行っております。

また、取締役及び監査役は、常時当該情報等の閲覧が可能となっております。

##### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、CSR委員会をはじめ、取締役及び経営執行者は適宜リスク管理を行う一方、自社の経営目的に影響を与えるリスクを認識し、リスクに対する取り組みを決め、その取り組みがうまく行われているかどうかをモニタリングし、問題があれば改善するマネジメントシステムを構築しております。

##### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離する執行役員制を採用し、取締役会は経営方針等の重要事項の意思決定並びに取締役の職務執行及び執行役員の業務執行を監督し、執行役員は、取締役会で定められた職務分担に基づき業務を執行しております。

また取締役会は中期経営計画・年度予算を策定し、執行役員はその達成に向けて業務を執行しております。

- ⑤ 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社はグループ企業としての運営を行うにあたり、グループ全体の内部統制、コンプライアンス、リスク管理体制等に関しましても監査を実施しております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、専任の監査役業務補助者を置くことができます。当該使用人の人事異動にあたっては、監査役会の事前同意と取締役会の承認を得るものとします。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会をはじめ、会議、委員会運営規程で定めた重要会議に出席しており、その場で取締役及び使用人から適切に報告がなされております。また、監査役は、監査業務に必要な資料を常時閲覧ができます。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長若しくは会計監査人と、必要に応じて適宜意見交換を実施しております。また、当社では複雑かつ高度化する監査業務に適切に対応できる社外監査役を選任し、取締役会から独立した体制を敷いております。

**(2) 会社の支配に関する基本方針**

該当事項はありません。

**(3) 剰余金の配分等の決定に関する方針**

該当事項はありません。

## 連結貸借対照表

(平成21年2月28日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>1,220,204</b>	<b>流動負債</b>	<b>359,473</b>
現金及び預金	100,939	買掛金	12,099
受取手形及び売掛金	153,887	短期借入金	104,000
たな卸資産	898,242	未払金	177,650
繰延税金資産	4,894	未払法人税等	9,468
その他	69,761	賞与引当金	3,440
貸倒引当金	△7,520	売上値引引当金	976
<b>固定資産</b>	<b>382,070</b>	アフターコスト引当金	567
<b>有形固定資産</b>	<b>31,839</b>	その他	51,271
建物及び構築物	82,400	<b>固定負債</b>	<b>5,108</b>
減価償却累計額	66,673	退職給付引当金	3,706
工具器具備品	33,633	繰延税金負債	615
減価償却累計額	20,768	その他	786
土地	3,248	<b>負債合計</b>	<b>364,581</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>187,137</b>	<b>純資産の部</b>	
のれん	181,194	<b>株主資本</b>	<b>1,234,131</b>
その他	5,943	<b>資本金</b>	<b>1,705,633</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>163,093</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>238,011</b>
投資有価証券	413,223	<b>利益剰余金</b>	<b>△709,223</b>
敷金保証金	118,018	<b>自己株式</b>	<b>△290</b>
長期貸付金	18,227	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△427</b>
長期預け金	200,000	<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>△427</b>
繰延税金資産	10,233	<b>新株予約権</b>	<b>3,990</b>
破産更生債権等	97,070	<b>純資産合計</b>	<b>1,237,693</b>
その他	29,331	<b>負債純資産合計</b>	<b>1,602,275</b>
貸倒引当金	△315,297		
投資損失引当金	△407,713		
<b>資産合計</b>	<b>1,602,275</b>		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

（ 自 平成20年3月1日  
至 平成21年2月28日 ）

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		2,445,380
売上原価		1,678,199
売上総利益		767,180
販売費及び一般管理費		1,289,399
営業損失		522,218
営業外収益		
受取利息	7,473	
受取配当金	37	
貸借料収入	1,748	
雑収入	3,979	
その他	649	13,887
営業外費用		
支払利息	917	
株式交付費	2,483	
貸倒損失	3,372	
その他	3,463	10,237
経常損失		518,568
特別利益		
新株予約権戻入益	3,780	
前期損益修正益	735	
その他	41	4,556
特別損失		
固定資産売却損	15	
貸倒引当金繰入額	262,719	
投資損失引当金繰入額	407,713	
その他	115,373	785,822
税金等調整前当期純損失		1,299,834
法人税、住民税及び事業税	6,236	
法人税等調整額	2,332	
欠損金の繰戻しによる還付金	△38,703	△30,135
当期純損失		1,269,699

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（ 自 平成20年 3月 1日 ）  
（ 至 平成21年 2月 28日 ）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成20年2月29日 残高	1,467,622	1,446,422	△885,945		2,028,098
連結会計年度中の変動額					
新株予約権の発行					
新株予約権の行使	238,011	238,011			476,023
新株予約権の失効					
資本剰余金の振替		△1,446,422	1,446,422		0
当期純利益			△1,269,699		△1,269,699
自己株式の取得				△290	△290
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	238,011	△1,208,410	176,722	△290	△793,966
平成21年2月28日 残高	1,705,633	238,011	△709,223	△290	1,234,131

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成20年2月29日 残高	△3,499	△3,499	8,054	2,032,652
連結会計年度中の変動額				
新株予約権の発行				
新株予約権の行使			△23	476,000
新株予約権の失効			△4,040	△4,040
資本剰余金の振替				0
当期純利益				△1,269,699
自己株式の取得				△290
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	3,072	3,072	—	3,072
連結会計年度中の変動額合計	3,072	3,072	△4,064	△794,959
平成21年2月28日 残高	△427	△427	3,990	1,237,693

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

当社グループの当連結会計期間における経営成績は、市場環境の著しい悪化や下記具体的施策の実施に伴い一過性の費用が発生したことにより売上高が前連結会計期間3,953百万円に対し当連結会計期間が2,445百万円と大幅に減少し、当連結会計期間において522百万円の営業損失及び1,427百万円の多額のマイナスの営業キャッシュ・フローを計上いたしました。更に、平成20年6月18日付「告訴に関するお知らせ」、平成20年7月1日付「調査委員会設置に関するお知らせ」及び平成20年8月6日付「調査委員会の調査結果について」にありますとおり、旧取締役による不明瞭な出金により多額の貸倒引当金繰入を計上したこと、そして平成20年10月15日付「特別損失の発生および業績予想の修正に関するお知らせ」にありますとおり、旧取締役による不明瞭な出資に対して多額の投資有価証券引当金繰入を計上したこともあり、1,269百万円の当期純損失を計上することとなりました。その結果当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

このような状況を受けて、当社グループでは当該状況を解消すべく、以下の施策を実施しております。

- ① 株式会社アライヴ クリエイトの事業廃止など収益性の改善の見込みのない事業や当社グループの戦略上重要性の低い事業を整理・統合し、既存事業への経営資源を集中する。
- ② 事業所の統合や人員整理、非正規雇用労働者の活用などにより、固定費の削減・変動費化を進め、特に管理部門の徹底的なスリム化を継続して実施する。
- ③ 社名や企業イメージを一新することで、当社グループが長年対応に苦慮してきた、過去の競合他社による誹謗中傷活動による負のレピュテーションを回避する。
- ④ 上述のリスク回避施策に合わせ、新規液剤の導入や法人営業活動の強化を通して、既存事業の拡販に注力する。

これらの施策により、当連結会計期間において営業利益を圧迫していた要因が翌連結会計期間においては解消されることになると考えております。

連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結計算書類には反映しておりません。



## 2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・主要な連結子会社の名称

3社  
株式会社エルトレード  
株式会社アライブ ビルマネジメント  
株式会社アライブ クリエイト

なお、株式会社アライブ クリエイトは平成20年10月14日開催の取締役会において、平成20年12月1日付で解散することを決議し、現在清算手続き中であります。

#### ② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と一致しております。

### (4) 会計処理基準に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券

##### その他有価証券

- ・時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、匿名組合への出資については、組合財産の持分相当額により評価し、組合の営業により獲得した損益の持分相当額を当連結会計期間の損益として計上しております。

##### ロ. たな卸資産

- ・商品
- ・原材料
- ・仕掛品
- ・貯蔵品
- ・販売用不動産

先入先出法による原価法  
先入先出法による原価法  
個別法による原価法  
最終仕入原価法  
個別法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法

なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。

（追加情報）

当社及び連結子会社3社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より取得価額の5%相当額と備忘価格との差額を5年間にわたり均等消却し、減価償却費に含めて計上しております。

なお、これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

ロ. 無形固定資産

定額法

なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法によっております。

ハ. 長期前払費用

定額法

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

当社及び連結子会社3社は、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社3社は、従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ. 売上値引引当金

当社は、将来発生する売上値引に備えるため、過去の値引実績に基づく将来発生見込額を計上しております。

ニ. アフターコスト引当金

当社は、コーティング施工及びリフォーム工事等の無償保証費用等のアフターコストの支出に備えるため、過去の実績に基づく将来発生見込額を計上しております。

ホ. 退職給付引当金

連結子会社1社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

ヘ. 受注工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、手持ち受注工事のうち当連結会計年度末において損失が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

ト. 投資損失引当金

投資先に対して将来発生すると見込まれる損失に備えるため、その資産内容等を勘案して計上しております。

④ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜処理を採用しております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、発生日以後、投資効果の発現する期間(5～10年)で均等償却しております。

### 3. 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました、「敷金保証金」については、資産の総額の100分の5を超えたため、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度末の「敷金保証金」は63,868千円であります。

前連結会計年度において、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました、「破産更生債権等」については、資産の総額の100分の5を超えたため、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度末の「破産更生債権等」は16,932千円であります。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで区分掲記しておりました「受取手数料」(当連結会計年度は484千円)及び「還付金」(当連結会計年度は152千円)は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示することにしました。

前連結会計年度まで区分掲記しておりました「貸倒引当金繰入額」(当連結会計年度は14千円)は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、営業外費用の「その他」に含めて表示することにしました。

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「事業構造改革費」(当連結会計年度は20,768千円)は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、特別損失の「その他」に含めて表示することにしました。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

(2) 偶発債務

係争案件

当社は、平成17年に契約締結された「基本契約」に基づき当社が行うマンション室内のコーティング及びオプション機器の販売に際しお客様を紹介したとして斡旋料等(請求額39,522千円)の支払いを求め、平成20年4月9日に東京地方裁判所に提起され、係争中でありましたが、平成21年4月9日に判決が言い渡されました。

当社は、この判決内容(16,931千円の支払命令)を不服として、原判決の取消を求めて、平成21年4月17日に東京高等裁判所に訴訟の提起(控訴)をいたしました。

当社といたしましては、当社の正当性を主張していく方針であります。現時点において、結果を予測することは困難であります。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式(注)	25,618株	23,800株	一株	49,418株
合計	25,618株	23,800株	一株	49,418株

(注) 普通株式の発行済株式数の増加の内訳は、次のとおりであります。  
 新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 23,800株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1株	1株	一株	2株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1株は、平成19年9月1日付で行われた株式併合(10株を1株に併合)による単元未満株式の買取による増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 新株予約権に関する事項

	平成18年第1回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	285株
新株予約権の残高	570個

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	24,965円67銭
(2) 1株当たり当期純損失	26,967円26銭

## 7. 重要な後発事象に関する注記

### 訴訟の第一審判決について

当社は、平成21年4月9日に東京地方裁判所より判決を受けました。これは、株式会社アミューズイングコーポレーションを原告、当社を被告とするものであります。

#### ① 当該訴訟の概要

本件訴訟は、平成17年に契約締結された「基本契約」に基づき当社が行うマンション室内のコーティング及びオブション機器の販売に際しお客様を紹介したとして斡旋料等（請求額39,522,000円）の支払いを求め、株式会社アミューズイングコーポレーション（本店所在地 東京都中央区 代表取締役 岡田信一）が平成20年4月9日に当社に対し東京地方裁判所に訴訟提起したものであります。

#### ② 判決の内容

本件訴訟に関して、第一審東京地方裁判所は、平成21年4月9日に当社に対して、16,931,224円を支払うよう命じる判決言い渡しを行いました。

#### ③ 今後の見通し

当社は株式会社アミューズイングコーポレーションからの紹介は無かったと認識しており本判決を不服として、平成21年4月17日に東京高等裁判所に訴訟の提起（控訴）をいたしました。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成21年4月21日

ルーデン・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

#### 霞友監査法人

指 定 社 員 公認会計士 依田 友吉 (印)  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 藤原 澄人 (印)  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ルーデン・ホールディングス株式会社の平成20年3月1日から平成21年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ルーデン・ホールディングス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は当連結会計期間において、著しく多額の当期純損失及び多額のマイナスの営業キャッシュ・フローを計上したことから、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結計算書類には反映していない。
2. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成21年4月9日に東京地方裁判所より、支払いを命じる判決を言い渡されましたが、本判決を不服として、平成21年4月17日に東京高等裁判所に訴訟の提起（控訴）を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 貸借対照表

(平成21年2月28日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>821,346</b>	<b>流動負債</b>	<b>197,540</b>
現金及び預金	3,009	買掛金	33,206
売掛金	64,156	短期借入金	83,000
商品	7,700	未払金	68,310
販売用不動産	353,494	未払費用	321
原材料	12,242	未払法人税等	8,818
仕掛品	1,721	前受金	1,791
貯蔵品	570	預り金	303
前払費用	2,988	売上値引引当金	976
短期貸付金	121,000	アフターコスト引当金	567
未収入金	257,462	その他	244
その他	2,190	<b>固定負債</b>	<b>686</b>
貸倒引当金	△5,190	その他	686
<b>固定資産</b>	<b>565,454</b>	<b>負債合計</b>	<b>198,227</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>12,713</b>	<b>純資産の部</b>	
建物	12,060	<b>株主資本</b>	<b>1,184,585</b>
減価償却累計額	11,549	<b>資本金</b>	<b>1,705,633</b>
工具器具備品	46,676	<b>資本剰余金</b>	<b>238,011</b>
減価償却累計額	34,474	資本準備金	238,011
<b>無形固定資産</b>	<b>5,943</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>△758,769</b>
ソフトウェア	5,539	その他利益剰余金	△758,769
電話加入権	403	別途積立金	110,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>546,797</b>	繰越利益剰余金	△868,769
投資有価証券	411,369	<b>自己株式</b>	<b>△290</b>
関係会社株式	477,148	<b>評価・換算差額等</b>	<b>0</b>
出資金	30	その他有価証券評価差額金	0
破産更生債権等	89,902	<b>新株予約権</b>	<b>3,990</b>
長期前払費用	6,809	<b>純資産合計</b>	<b>1,188,574</b>
長期預け金	200,000	<b>負債純資産合計</b>	<b>1,386,801</b>
敷金保証金	59,153		
貸倒引当金	△289,902		
投資損失引当金	△407,713		
<b>資産合計</b>	<b>1,386,801</b>		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



## 損益計算書

（自 平成20年3月1日  
至 平成21年2月28日）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		1,333,126
売 上 原 価		844,926
売 上 総 利 益		488,199
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		934,423
営 業 損 失		446,224
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,953	
受 取 手 数 料	22,557	
そ の 他	2,565	28,007
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	341	
株 式 交 付 費	2,483	
雑 損 失	2,459	5,284
経 常 損 失		423,432
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	3,780	
前 期 損 益 修 正 益	735	4,515
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	126,243	
販 売 用 不 動 産 評 価 損	68,062	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	243,714	
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	407,713	
事 業 構 造 改 革 費 用	8,538	
そ の 他	16,171	870,443
税 引 前 当 期 純 損 失		1,289,360
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		5,372
当 期 純 損 失		1,294,732

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

（ 自 平成20年 3月 1日 ）  
（ 至 平成21年 2月 28日 ）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	資本剰余金計	その他利益剰余金		利益剰余金計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
平成20年2月29日 残高	1,467,622	1,446,422	1,446,422	110,000	△1,020,459	△910,459		2,003,584
事業年度中の変動額								
新株予約権の発行								
新株予約権の行使	238,011	238,011	238,011					476,023
新株予約権の失効								
資本剰余金の振替		△1,446,422	△1,446,422		1,446,422	1,446,422		0
当期純利益（△）					△1,294,732	△1,294,732		△1,294,732
自己株式の取得							△290	△290
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	238,011	△1,208,410	△1,208,410	—	151,689	151,689	△290	△818,999
平成21年2月28日 残高	1,705,633	238,011	238,011	110,000	△868,769	△758,769	△290	1,184,585

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等		
平成20年2月29日 残高	△4,156	△4,156	8,054	2,007,482
事業年度中の変動額				
新株予約権の発行				
新株予約権の行使			△23	476,000
新株予約権の失効			△4,040	△4,040
資本剰余金の振替				0
当期純利益（△）				△1,294,732
自己株式の取得				△290
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	4,155	4,155	—	4,155
事業年度中の変動額合計	4,155	4,155	△4,064	△818,908
平成21年2月28日 残高	0	0	3,990	1,188,574

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

当社の当会計期間における経営成績は、市場環境の著しい悪化や下記具体的施策の実施に伴い一過性の費用が発生したことにより売上高が前会計期間2,120百万円に対し当会計期間が1,333百万円と大幅に減少し、当会計期間において446百万円の営業損失を計上し、平成18年2月期以来連続で営業損失を計上いたしました。更に、平成20年6月18日付「告訴に関するお知らせ」、平成20年7月1日付「調査委員会設置に関するお知らせ」及び平成20年8月6日付「調査委員会の調査結果について」にありますとおり、旧取締役による不明瞭な出金により多額の貸倒引当金繰入を計上したこと、そして平成20年10月15日付「特別損失の発生および業績予想の修正に関するお知らせ」にありますとおり、旧取締役による不明瞭な出資に対して多額の投資有価証券引当金繰入を計上したこともあり、1,294百万円の当期純損失を計上することとなりました。その結果当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

このような状況を受けて、当社では当該状況を解消すべく、以下の施策を実施しております。

当社は、当該状況を改善し、早急に営業損益を黒字化するために、以下の施策を講じ、実行してまいります。

- ① 収益性の改善の見込みのない事業や当社の戦略上重要性の低い事業を整理・統合し、既存事業への経営資源を集中する。
- ② 営業所の統合や人員整理、非正規雇用労働者の活用などにより、固定費の削減・変動費化を進め、特に管理部門の徹底的なスリム化を継続して実施する。
- ③ 社名や企業イメージを一新することで、当社グループが長年対応に苦慮してきた、過去の競合他社による誹謗中傷活動による負のレピュテーションを回避する。
- ④ 上述のリスク回避施策に合わせ、新規液剤の導入や法人営業活動の強化を通して、既存事業の拡販に注力する。

これらの施策により、当期において営業利益を圧迫していた要因が次期においては解消されることになると考えております。

計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を計算書類及びその附属明細書には反映しておりません。

## 2. 重要な会計方針に係る事項

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式
- ② その他有価証券
  - ・時価のあるもの
  - ・時価のないもの

移動平均法による原価法

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、  
売却原価は移動平均法により算定)

移動平均法による原価法

なお、匿名組合への出資については、組合財産の持分相当額により評価し、組合の営業により獲得した損益の持分相当額を当会計期間の損益として計上しております。

- ③ たな卸資産
  - ・商品
  - ・販売用不動産
  - ・原材料
  - ・仕掛品
  - ・貯蔵品

先入先出法による原価法

個別法による原価法

先入先出法による原価法

個別法による原価法

最終仕入原価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産

定率法

なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より取得価額の5%相当額と備忘価格との差額を5年間にわたり均等消却し、減価償却費に含めて計上しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

- ② 無形固定資産 定額法  
 なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。  
 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法によっております。
- ③ 長期前払費用 定額法  
 なお、償却期間については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- (3) 繰延資産の処理方法  
 株式交付費  
 株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。
- (4) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 売上値引引当金 将来発生する売上値引に備えるため、過去の値引実績に基づく将来発生見込額を計上しております。
- ④ アフターコスト引当金 コーティング施工及びリフォーム工事等の無償補償費用等のアフターコストの支出に備えるため、過去の実績に基づく将来発生見込額を計上しております。
- ⑤ 受注工事損失引当金 受注工事の損失に備えるため、手持ち受注工事のうち当事業年度末において損失が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- ⑤ 投資損失引当金 投資先に対して将来発生すると見込まれる損失に備えるため、その資産内容等を勘案して計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 税抜処理を採用しております。

3. 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度まで区分掲記しておりました「賞与」(当事業年度2,605千円)及び「地代家賃」(当事業年度12,440千円)は、販売費及び一般管理費の総額の100分の5以下となったため、販売費及び一般管理費の「その他」に含めて表示することにいたしました。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

(2) 偶発債務

係争案件

当社は、平成17年に契約締結された「基本契約」に基づき当社が行うマンション室内のコーティング及びオプション機器の販売に際しお客様を紹介したとして斡旋料等(請求額39,522千円)の支払いを求め、平成20年4月9日に東京地方裁判所に提起され、係争中でありましたが、平成21年4月9日に判決が言い渡されました。

当社は、この判決内容(16,931千円の支払命令)を不服として、原判決の取消を求めて、平成21年4月17日に東京高等裁判所に訴訟の提起(控訴)をいたしました。

当社といたしましては、当社の正当性を主張していく方針であります。現時点において、結果を予測することは困難であります。

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	362,360千円
短期金銭債務	111,311千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高	21,542	千円
販売費及び一般管理費	3,182	千円
営業取引以外の取引	22,425	千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1株	1株	1株	2株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1株は、平成19年9月1日付で行われた株式併合(10株を1株に併合)による単元未満株式の買取による増加であります。

## 7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産（流動）	
貸倒引当金損金算入限度超過額	2,112
未払事業税否認額	1,381
売上値引引当金繰入超過額	397
アフターコスト引当金繰入超過額	231
繰延税金資産（流動）小計	4,121
評価性引当額	△4,121
繰延税金資産（流動）合計	—
繰延税金資産（固定）	
貸倒引当金損金算入限度額	117,961
投資損失引当金繰入超過額	165,899
関係会社株式評価損	13,156
投資有価証券評価損	2,897
販売用不動産評価損	27,694
その他有価証券評価差額金	1
繰越欠損金	625,731
その他	46
繰延税金資産（固定）小計	959,901
評価性引当額	△959,901
繰延税金資産（固定）合計	—

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳  
税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

## 8. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のリース取引

- (1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額	減価償却 累計額相当額	減損損失 累計額相当額	期末残高 相当額
工具器具備品	6,803千円	2,041千円	－千円	4,762千円
合計	6,803千円	2,041千円	－千円	4,762千円

- (2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	1,344千円
1年超	3,497千円
合計	4,842千円

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 主要株主

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
主要株主	株式会社バ リュール・アップ	東京都豊島区 南大塚二丁目 41番1号TMO ビル	3,000	不動産の 開発、活 用に関する コンサル タント	(所有) 直接 26.3	－	－	新株予約 権の行使 (注)	200	－	－

- (注) 平成19年7月31日開催の取締役会で決議された平成19年9月3日発行の新株予約権が、平成20年4月11日に100個行使されたことによるものであります。

- (2) 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	株式会社アライ ヴビルマネジメン ト	東京都 新宿区	30,000	総合ビルメ ンテナンス	(所有) 直接 100	兼任 2名	－	事務委託手 数料 資金の借入	2,400 83,000	－ 短期借 入金	－ 83,000
	株式会社エルト レード	東京都 渋谷区	50,000	マンション 販売代理	(所有) 直接 100	兼任 3名	－	事務委託手 数料 資金の貸付 不動産売買 の委託	2,400 121,000 236,403	－ 短期貸 付金 未収入 金	－ 121,000 236,403
	株式会社アライ ヴクリエイト (注) 3	東京都 小平市	100,000	不動産メン テナンス事 業	(所有) 直接 100	兼任 1名	－	不動産仕入 事務委託手 数料他	21,500 17,548	買掛金 未収入 金	21,826 4,200

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれて下ります。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
市場価格等を勘案して一般的な取引条件と同様に決定しております。  
3. 平成20年10月14日開催の取締役会において、平成20年12月1日付けで解散することを決議し、現在精算手続き中であります。



10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	23,971円67銭
(2) 1株当たり当期純損失	27,498円94銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの当期純損失のため記載しておりません。

11. 重要な後発事象に関する注記

訴訟の第一審判決について

当社は、平成21年4月9日に東京地方裁判所より判決を受けました。これは、株式会社アミューズイングコーポレーションを原告、当社を被告とするものであります。

① 当該訴訟の概要

本件訴訟は、平成17年に契約締結された「基本契約」に基づき当社が行うマンション室内のコーティング及びオプション機器の販売に際しお客様を紹介したとして幹旋料等（請求額39,522,000円）の支払いを求め、株式会社アミューズイングコーポレーション（本店所在地 東京都中央区 代表取締役 岡田信一）が平成20年4月9日に当社に対し東京地方裁判所に訴訟提起したものであります。

② 判決の内容

本件訴訟に関して、第一審東京地方裁判所は、平成21年4月9日に当社に対して、16,931,224円を支払うよう命じる判決言い渡しを行いました。

③ 今後の見通し

当社は株式会社アミューズイングコーポレーションからの紹介は無かったと認識しており本判決を不服として、平成21年4月17日に東京高等裁判所に訴訟の提起（控訴）をいたしました。

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成21年4月21日

ルーデン・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

霞友監査法人

指 定 社 員 公認会計士 依 田 友 吉 ㊞

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 藤 原 澄 人 ㊞

業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ルーデン・ホールディングス株式会社の平成20年3月1日から平成21年2月28日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は営業損失を継続して計上しており、また、当会計期間において、著しく多額の当期純損失を計上したことから、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を計算書類には反映していない。
2. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成21年4月9日に東京地方裁判所より、支払いを命じる判決を言い渡されたが、本判決を不服として、平成21年4月17日に東京高等裁判所に訴訟の提起（控訴）を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年3月1日から平成21年2月28日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人霞友監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人霞友監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年4月24日

ルーデン・ホールディングス株式会社監査役会

常勤監査役 飯窪和城 ㊟

社外監査役 田邊勝己 ㊟

社外監査役 山田 努 ㊟

社外監査役 小菅龍之介 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件（1）

##### 1. 変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発効日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
<u>第7条（株券の発行）</u> <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削除)
第8条（自己株式の取得） （条文省略）	第7条 （現行どおり）
第9条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。	第8条（株主名簿管理人） （現行どおり） 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
<p>3 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第10条 ～ （条文省略）</p> <p>第11条</p> <p>第12条（基準日） 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第13条 ～ （条文省略）</p> <p>第45条</p> <p>附則 <u>第1条（商号）の変更は、平成20年9月1日から実施する。</u> （新設）</p>	<p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第9条 ～ （現行どおり）</p> <p>第10条</p> <p>第11条（基準日） 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第12条 ～ （現行どおり）</p> <p>第44条</p> <p>附則 （削除） <u>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u> <u>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削除するものとする。</u></p>

第2号議案 定款一部変更の件（2）

1. 変更の理由

(1) ビジネスのスピードが劇的に速まる中で、経営環境の変化に迅速に対応し、最適な経営体制を機動的に構築するほか、事業年度における経営責任を明確にするため、取締役の任期を現行2年から1年に短縮するものがあります。

(2) 社外監査役に有能な人材を招聘することが可能となるように、第38条（社外監査役の責任限定）を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

第1号議案による変更後の定款	追加変更案
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第19条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u>	第19条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除)
第20条 ～ (条文省略) 第37条	第20条 ～ (現行どおり) 第37条
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査役及び監査役会
(新設)	第38条（社外監査役の責任限定） <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額とする。</u>

第1号議案による変更後の定款	追加変更案
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
<p>第38条 ～ (条文省略) 第44条 附 則  (新設)</p>	<p>第39条 ～ (現行どおり) 第45条 附 則  第3条 第19条の規定にかかわらず、平成21年5月27日開催の第9回定時株主総会において選任された取締役の任期は、従前の任期とする。 なお、本附則は、当該する取締役全員の任期満了後、これを削除する。</p>



### 第3号議案 定款一部変更の件（3）

#### 1. 変更の理由

当社の事業年度は毎年3月1日から翌年2月末日までになっておりますが、当社基幹事業の季節的な要因で、毎年2月、3月が繁忙期となります。よって、本部機能を現在必要最小限としていることから、決算期を毎年12月31日に変更することにより、繁忙期と重なることを避け、業務を円滑に進捗させるためであります。なお、決算期変更の経過期間となる第10期は、平成21年3月1日から平成21年12月31日までの10ヶ月決算となる予定であります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

第1号議案、第2号議案による変更後の定款	追加変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
<p>第11条（招集） 当社の定時株主総会は、毎年<u>5月</u>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>第12条（基準日） 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>第11条（招集） 当社の定時株主総会は、毎年<u>3月</u>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>第12条（基準日） 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
第7章 計算	第7章 計算
<p>第41条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年<u>3月1日</u>から同年2月末日までの1年間とする。</p>	<p>第41条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年<u>1月1日</u>から同年12月31日までの1年間とする。</p>

第1号議案、第2号議案による変更後の定款	追加変更案
<p>第42条（剰余金の配当等）            当社は、株主総会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して、剰余金の配当を行う。</p> <p>第43条（中間配当）            当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、中間配当を行うことができる。</p> <p>附則            （新設）</p>	<p>第42条（剰余金の配当等）            当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して、剰余金の配当を行う。</p> <p>第43条（中間配当）            当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、中間配当を行うことができる。</p> <p>附則  <u>第4条 第41条の規定にかかわらず、決算期変更の経過期間となる第10期は、平成21年3月1日から平成21年12月31日までの10ヶ月決算となります。</u>  <u>第5条 第43条の規定にかかわらず、決算期変更の経過期間となる第10期における中間配当基準日は8月31日といたします。</u></p>

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役飯窪和城氏、田邊勝己氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	梅田定男 (昭和9年1月3日生)	昭和27年3月 株式会社東海銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入社 昭和63年3月 株式会社東海ローンセンター入社 平成14年3月 株式会社菱和ライフクリエイト入社 平成14年5月 株式会社菱和エステート入社 平成15年10月 菱信住宅販売株式会社入社 平成15年11月 株式会社東京マンスリー21代表取締役 平成17年9月 株式会社スクリット取締役 平成18年6月 株式会社菱和エステート代表取締役 平成19年7月 当社取締役就任（現任） 平成20年5月 当社代表取締役就任 平成20年6月 当社代表取締役辞任	0株
2	丸山一郎 (昭和38年4月21日生)	平成4年3月 BMCソフトウェア株式会社入社 平成12年10月 ジョンソン&ウェスターフィールド法律事務所入所 平成15年10月 弁護士登録 丸山法律事務所入所 平成18年10月 東京中央総合法律事務所 パートナー 弁護士として設立（現任） 平成19年5月 当社社外取締役就任（現任） 平成20年9月 BMCソフトウェア株式会社代表取締役	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 丸山氏は、社外監査役候補者であります。
3. 丸山氏を社外監査役候補者とした理由  
丸山氏は、現在当社の社外取締役であり、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますが、同氏は弁護士の資格を持ち、法律の専門家としての知識・経験・見識に基づく経営のチェック機能を期待したためであります。
4. 丸山氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。

5. 丸山氏の社外監査役選任が承認された場合、当社は同氏との間に、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。なお、現任の社外監査役であります山田、小菅両氏につきましても本責任限定契約を締結する予定であります。

**第5号議案 補欠取締役1名選任の件**

法令に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
村上 圭一 (昭和39年8月22日生)	平成6年4月 株式会社丸八真綿 平成9年2月 株式会社日栄入社 平成15年8月 株式会社レーサムリサーチ入社 平成16年4月 当社(旧社名 株式会社アライ ヴコミュニティ)入社 平成20年8月 当社 営業本部長 平成21年4月 当社 執行役員営業本部長(現 任)	0株

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

#### 記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.e-kosi.jp>) をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、この議決権行使サイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。  
※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。  
操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の読取説明書をご確認ください。  
(「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成21年5月26日（火曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。
4. 議決権行使書面とインターネットによる方法と二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって、複数回数、または、パソコンと携帯で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際の通信料金等は、全て株主様のご負担となります。



[インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について]  
議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1. パソコンを利用する場合

- (1) インターネットにアクセスできること
- (2) インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft<sup>®</sup> Internet Explorer ver. 5.5 SP2以上またはNetscape ver. 6.2以上を使用できること
- (3) ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること
- (4) 議決権行使サイトにおいて株主総会参考書類や事業報告等をご覧になる場合にはAdobe Acrobat ver. 5.0以上またはAdobe Reader ver. 6.0以上を使用できること

※Microsoft 及びInternet Explorerは、米 Microsoft Corporation の 米 国、日本の及びその他の国における登録商標または商標です。

※Netscapeは、米国及びその他の国における Netscape Communications Corporation社の登録商標です。

※Adobe Acrobat Reader 及び Adobe Reader は、Adobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国並びに他の国における商標または登録商標です。

2. 携帯電話を利用する場合

- (1) 「iモード<sup>®</sup>」、「EZweb」、「Yahoo!ケータイ」のいずれかのインターネット接続サービスが利用できること
  - (2) 暗号化通信が可能な128bitSSL通信機能を搭載した機種であること  
(セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。)
- ※「iモード」は株式会社NTTドコモの登録商標です。  
※「EZweb」はKDD I株式会社の登録商標です。  
※「Yahoo!」及び「Yahoo!」「Y!」のロゴマークは、米国Yahoo!Inc.の登録商標または商標です。

以 上

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行㈱代理人部 IT総会ヘルプデスク

【専用ダイヤル】0120-707-743

24時間お受けいたします。(土曜・日曜・祝日も受付)